

草加市教育委員会会議録

令和 2 年第 7 回定例会

令和2年草加市教育委員会第7回定例会

令和2年7月22日（水）午前9時から

教育委員会会議室

○議 題

- 第35号議案 児童クラブの整備に係る学校教育施設の使用について
第36号議案 令和2年度学校医の委嘱について
第37号議案 草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
第38号議案 草加市立小中学校通学区域審議会への諮問について
第42号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
第43号報告 草加市子ども教育連携推進研究団体等補助金交付要綱を廃止する
要綱の制定について
第44号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
-

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
教 育 委 員	小 澤 尚 久
教 育 委 員	加 藤 由 美
教 育 委 員	宇田川 久美子
教 育 委 員	川 井 かすみ

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	福 島 博 行
教育企画課長	名 倉 毅
学 務 課 長	菅 野 光 三

指 導 課 長	山 村 一 晃
教育支援室長	坂 本 拓 也
子ども教育連携推進室長	春 日 和 久

○事務局

名 倉 毅
山 岸 亮

○傍聴人 0 人

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和2年教育委員会第7回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 それでは、事務局から前回の会議録を朗読願います。

——— 前回会議録の朗読 ———

○高木宏幸教育長 ただ今事務局から前回の会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

高木教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、議案が4件、報告が3件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係る御質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎第35号議案 児童クラブの整備に係る学校教育施設の使用について

○高木宏幸教育長 初めに、第35号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 児童クラブの整備に係る学校教育施設の使用につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和2年7月7日付で、草加市立花栗南小学校敷地の一部に花栗南児童クラブを設置するため、草加市長から児童クラブの整備に係る学校教育施設の使用について申請があったため、これを承認しようとするものでございます。

対象となる施設は、花栗南小学校の敷地の一部で、使用を承認する場所は、配置図の斜線の部分でございます。敷地面積は203.27平方メートルでございます。使用期間につきましては、令和2年8月1日から令和8年3月31日までとなっております。

なお、現在の花栗南小学校の児童クラブの状況でございますが、お手元の参考資料、令和2

年度学級配置計画書をご覧ください。

まず、資料の左側、プールの下の児童クラブにつきましては、平成17年度から定員70人で実施し、その後、入室希望者数の増加により、この施設だけでは受入れができなくなったことから、資料中央の北校舎の1階に第2児童クラブとして、平成28年度から1教室、令和元年度から1教室の計2教室を借用し、使用しております。

以上が現在の花栗南小学校の児童クラブの現状でございますが、今後も待機児童の発生が見込まれること、また、学校自体の児童数が増えていることから、現在第2児童クラブとして使用されている北校舎の1階の1教室を今年度末に返還する予定があることから、今回新たに敷地の一部を使用し、児童クラブを設置することになったものでございます。

工事につきましては、8月に着手し、令和3年4月1日から供用を開始する予定となっております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 市長さんの方から、今後も待機児童が発生するというように書かれておりますが、今後の予測や、市の待機児童数がどのぐらいいるのか。児童クラブには何%の子どもが通っているのか。特に全体的な数について花栗南小は市内のほかの小学校に比べて多いのか。あるいはどこの学校も大体平均的なのか。その辺が分かれば教えていただければと思います。

○説明員 市の待機児童数や、全体の中での花栗南小学校の児童クラブの割合などにつきましては、今、資料はございませんので、子ども未来部に確認しなければ分かりませんが、花栗南小学校の児童数につきましては、平成30年の5月1日現在が450人、令和元年5月1日現在が496人、令和2年の5月1日現在が518人と、年々増加傾向にありますので、児童クラブが必要になってきている状況でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 花栗南だけが増えている。そういう意味で少し心配なのは、松原なり、栄なりが足りなくなってきたというのは、やっぱり獨協大学駅前のマンションや住宅地、病院などの環境が変わってきたことで増えているのかなと思うのですが、花栗南だけの問題なのか。あるいは市内全部ではないにしても、栄や松原の辺りも心配ではないのかなと思うので、その辺の状況も後で分かれば教えてください。

○説明員 おっしゃられたとおり、松原小学校につきましても、やはり松原団地の跡地で今、

住宅開発が進んでいることで児童数が増える見込みもあり、今後、松原小学校も児童クラブを増やす可能性があると同っております。

○村田悦一教育長職務代理者 増やしたときには、松原小の転用可能教室で賄えるのか、それともまたこういうプレハブを児童クラブの下に造るのですか。

例えばこの西門というのは今使われているのか、児童クラブだけの帰りの門なのか。学校運営上、避難する際に、この第2のプレハブが障害とならないか。松原小はまだ今の時点では、児童数が増えていくときに転用可能教室で足りるのか、そこまではまだ分からないのですか。

○説明員 松原小学校を建設するときに、今後、児童クラブを増やす場合のために、1階に増設するためのスペースをもともと空けており、今は駐輪場になっておりますが、そこを活用していきたいという話は伺っている状況でございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問等はございますか。

それでは、第35号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第35号議案については、可決いたします。

◎第36号議案 令和2年度学校医の委嘱について

○高木宏幸教育長 次に、第36号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第36号議案、令和2年度学校医の委嘱についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和2年4月1日付けで委嘱をいたしました令和2年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師のうち、1人について、推薦団体である一般社団法人草加八潮医師会から草加市立瀬崎小学校医の交代の申出がありました。

そこで、新たに一般社団法人草加八潮医師会から推薦があった者を草加市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例第2条の規定に基づき、新たに委嘱しようとするものでございます。

辞退されたのは、李武志（りたけし）様、69歳の方でございます。草加循環器クリニックの心臓外科の方でございます。李先生には、平成30年度から瀬崎小学校で3年間、学校医をお受けいただきました。ご辞退いただいた理由につきましては、業務多忙のためと同っております。

新たに委嘱するのは、富岡秀行様、54歳の方で、同じく草加循環器クリニックの心臓外科の方でございます。委嘱の期間につきましては、本議決の翌日から、令和3年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

それでは、第36号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第36号議案については、可決といたします。

◎第37号議案 草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について

○高木宏幸教育長 次に、第37号議案につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命についてご説明を申し上げます。

本議案は、草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期が令和2年7月31日をもって満了することに伴い、草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例第3条及び第4条の規定により、委員を委嘱及び任命するものでございます。

委嘱及び任命する者は、名簿に記載されている16人でございます。選出区分の内容につきましては、児童相談所の職員が1名、埼玉県警察の警察官が1名、保護者の代表者が2名、市立小中学校長代表が2名、教育委員会が必要と認める者6名、市職員4名でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、第37号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第37号議案については、可決といたします。

◎第38号議案 草加市立小中学校通学区域審議会への諮問について

○高木宏幸教育長 次に、第38号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 草加市立小中学校通学区域審議会への諮問についてご説明申し上げます。

草加市立小学校指定学校変更の許可に関する基準の在り方についてが諮問事項となります。その中に1つ目の通学安全上、2つ目、学校大規模化による学校選択の在り方を審議いただきます。

1つ目の通学安全上の学校選択の在り方については、平成14年、15年の答申を受けまして、選択可能地域が設定されております。

草加市では、幼保小中を一貫した教育を推進していること、また今年度から市内全小中学校でのコミュニティ・スクールを導入していること、以上を踏まえまして、小中学校間、地域と学校のつながりを重要視しているところでございます。

今回この通学の安全に関しては交通指導員の配置、スクールガード・リーダーを中心とした地域の方々や保護者による登下校の見守りが充実してきたこと、また選択可能地域を設けましたが、そこにお住まいの児童生徒の減少、さらに学校選択の利用児童が減少しているため、見直しを含め、検討を進めたいと考えているところでございます。

2つ目の学校大規模化による学校選択の在り方についてでございますが、平成20年度の諮問、21年度の答申にございますように、学校大規模化による学校選択で、高砂小学校が指定学校の場合は氷川小学校を選択でき、清門小学校が指定学校の場合は長栄小学校、新栄小学校を選択することができるようになっておりました。

しかしながら、安全上の問題、高砂小学校及び清門小学校の今後数年間での児童数の減少を踏まえ、大規模化による学校選択について、見直しを含め、検討を進めたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

○小澤尚久委員 諮問理由の(1)の通学安全上の選択についてですが、「学校選択を利用している児童は少数で」とありますが、具体的に言うとどの程度の少数なのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

その子たちはどんな安全上の理由で選択を変えているのか、その辺りについても教えていただければと思います。

○説明員 選択可能地域の児童ですが、幾つか場所がありまして、一番大きいところでは、指定校が谷塚小学校で、選択可能が新里小学校というところがございます。そこは84人が該当するのですが、4人の方だけが新里小を選択しております。

また、両新田小学校の学区内では30人が該当しますが、両新田小学校に通っている方が指定校なので21人、その選択可能な新里小学校を選択している方が9人ということで、こちらについては、兄弟関係でそのまま通っているという場合、あるいは幼稚園や保育園の関

係でどうしてもということでの選択をしているという話を聞いているところでございます。

○小澤尚久委員 安全上の理由というのは、やはり主な太い道路を越えなければならないとか、そういうようなことが主な原因になっていますか。

○説明員 当時は外郭環状道路ができた関係で、八幡小学校と八幡北小学校、あとは八幡小学校と青柳小学校という選択可能地域がありましたが、実際にはそこに住んでいる子どもたちがいなくなっている部分と、先日の新田小学校と栄小学校のところについては、選択可能地域をもうなくしてしまったという事実もございますので、そこでの大きな通学安全上という理由はなくなっております。

それ以外のところにつきましては、通学安全上と言いながらも、定義上で通学安全上という形を取らせていただいた部分がございました。距離が近くても、通学安全上という理由にしていた部分がございますので、その辺りは特に大きな安全上の問題とはならないと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 (1) が通学安全上の学校選択の在り方、(2) が学校大規模化による学校選択の在り方ということですが、それぞれ最後に「見直しも含め検討をお願いしたい」とあります。

今の時点では、見直しの具体的内容として、全てなくしてしまうなどいろいろとあると思いますが、(1) と (2) ではどういうことを想定して諮問しているのか、具体的内容をもう少しお話しいただければと思います。

○説明員 (1) につきましては、今申し上げましたように、実際には指定可能地域に住んでいる方がいなくなってしまうことや、あるいは全く希望されていないという地域もございますので、できれば廃止とさせていただければと思います。選択可能地域は基本的には廃止させていただき、場合によっては教育上の配慮というかたちで判断することで、網羅できるだろうと考えているところでございます。

大規模化につきましても、以前は高砂小学校や清門小学校には1,000人を超える児童数がおりましたが、今後5年か6年が経つと、600人から700人ぐらいの人数に減少することが予想されております。現在、特に高砂小学校から氷川小学校を選択されている方は兄弟関係以外は、ほとんどおりません。清門小学校も1,000人を超える規模ではなくなってくることも踏まえ、大規模化という言葉すらも該当しなくなるのではないかと予想されます。従来を選択可能地域は、教育上の配慮で網羅していただこうと考えているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 具体的には廃止ということも含めて、それぞれ（１）と（２）ということで今、お話しいただきました。例えば（１）の方で、「コミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりの推進」という形で今、市では進めておりますが、この地域というものをどう捉えるのかということが、なかなか難しいことだと思います。

というのは、学校も、通学区も町会との兼ね合いがありますので、先ほどのお話のように、道路とか何かで町会が分断されてしまうと、地域では一緒にしたいけれど学校の通学路が分かれているとか、いろいろな遠いところがありますから、地域とともにある学校づくりというものを、市が決めた通学区域で上から決めてしまうのもなかなか難しいのかなと思います。

地域とともにある学校、コミュニティ・スクールも大事ですけれども、やはり草加市のどこの学校に通う子どもたちの命も大事です。特に小学校では、通学安全上というものは最優先されなくてはいけないのかなと思います。通学安全上の学校選択という言葉はなくなっても、危険な時には配慮しますよ、というのもなかなか難しいように思います。

行政としてこういう通学区を指定しているけれども、４号バイパスがあったり、横断歩道を設けたくても設けられない場所があるような地域の人からは申し出ることで、より安全な通学路で通えることになるのだとしたら、やはり選択可能地域は残すべきではないでしょうか。少数になっている、児童が減少しているという理由で、それを全てなくしてしまうということは、行政の責任としていかなものかと思います。

当然これは諮問するわけですから、どういう答申になるかは審議会の皆さんの検討によるわけで、それでも審議会の皆さんが、市の状況をいろいろ見た上で、必要ないということであれば、それはそれでいいと思います。

○説明員 今お話しいただきましたように、できればということでのこちらの意見としまして、この地域の子どもたちは〇〇小学校に、というように限定されてきた方が、町会などもやりやすいという声をいただいています。この地域だけでも、ある子は〇〇小学校、ある子は△△小学校に通っているとなると、なかなかやりづらいという話も伺っているところなので、町会がベースではありますが、町会の中でもどうしても分断されてしまうのは致し方ない部分があるので、そこはご理解いただくというところになります。

また、通学安全上というところにつきましては、先ほど申し上げましたように、基本的には外環のところが通学安全上の命を守ることに該当する部分だったのですが、その部分が今回大分変わってきており、そこに該当する子どもたちがほとんどいなくなったということが

ございます。

また、それ以外のところにつきましても、道路の整備等もされてきておりますので、安全上というところに該当するものがほぼなくなってきているところが大きいです。

また、先ほど申し上げましたように、交通指導員の方が要所についていただいたり、スクールガード・リーダーの方を含めて、地域の方がその学校の子どもたちを見守るという体制が今まで以上に構築されているところがございますので、そこにまた保護者の方の協力もいただきながらやっていけば、安全上というところについては大きな問題となる部分はないのではないかと考えているところでございます。

○高木宏幸教育長 いずれにしても、安全が第一であることは変わらないので、その辺は十分に審議会でも検討、審議していただいて、最終的な答申をもらえるようお願いしてほしいと思います。よろしくお願いします。

他にご意見、ご質問等はございますか。

それでは、第38号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第38号議案については、可決いたします。

◎第42号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第42号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 令和2年6月の県費負担教職員の人事について、ご報告させていただきます。

育児休業につきましては、小学校教諭2件、取得した職員は2件とも女性でございます。

退職につきましては、中学校教諭1件、退職したのは60代の男性です。理由は病死ということで、亡くなった者がございます。

発令につきましては、代員として小学校の産休代員が1件、小学校の育休代員が1件、任期付職員が小学校教諭1件となります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

なければ、第42号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第42号報告については、承認いたします。

◎第43号報告 草加市子ども教育連携推進研究団体等補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

○高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第43号報告につきまして、子ども教育連携推進室長より説明させます。

○説明員 草加市子ども教育連携推進研究団体等補助金交付要綱を廃止する要綱の制定についてご報告いたします。

市内全ての中学校区に委嘱をしておりました幼保小中を一貫した教育に関わる研究について、委嘱期間が令和元年度で終了いたしました。

令和2年度からは、指導課の生きる力プランと一本化し、幼保小中を一貫した教育を通して教育課題の解決に取り組む研究を中学校区を単位として委嘱する、新たな研究委嘱を開始しているところでございます。

そのため、補助金の予算も指導課の生きる力プランに係る補助金に一本化したことから、草加市子ども教育連携推進研究団体等補助金交付要綱を廃止する必要が生じました。

そこで、令和元年度の補助金事務の手続が終了した後、廃止の手続を進め、7月3日付で当該要綱の制定について市長決裁を受けたものでございます。

説明は以上でございます。

◎第44号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 次に、第44号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告についてご説明いたします。

内容は、諮問事項(1)障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障害の程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

<特別な教育措置1>につきましては、7月3日実施の第2回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果でございます。調査依頼人数、調査実施人数は4人で行いました。

2、障害の種類の判断でございますが、「情緒障害等」が4人でございます。

続きまして、3、障害の程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。「情緒障害等」

と判断されました4人のうち1人が、「発達障害・情緒障害の通級指導教室での指導を受けながら、通常学級で指導することが望ましい」と判断されました。

また、2人が、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断されました。

また、1人が「知的障害の特別支援学校で指導することが望ましい」と判断されました。

次に、＜特別な教育措置2＞通級による指導、ことば・きこえにつまひは、調査依頼人数、調査実施人数は1人でございます。調査審議の結果、ことばに障害があると思われる児童は1人でございます。障害の種類の判断は2にありますとおり、吃音障害が1人でございます。障害の程度の判断及び就学に関わる教育的支援につきましては、3にありますとおり、「要指導」が1人となりました。

続きまして、諮問事項（2）障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

＜特別な教育措置1＞につきまして、今回の調査依頼人数、調査実施人数は3人ございました。障がいの種類の判断は2にありますとおり、「知的障害」が1人、「肢体不自由」が2人ございました。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3にありますとおり、「知的障害」の中では、「知的障害の特別支援学校で指導することが望ましい」が1人ございました。「肢体不自由」の中では、「肢体不自由の特別支援学校で指導することが望ましい」が2人ございました。

特別な教育措置2については、今回、調査の依頼はありませんでした。

報告は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきましてご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

○川井かすみ委員 就学予定児の判定がかなり早い段階で決まったのかなと思いますが、差し支えない範囲で結構なので、詳しい内容を教えていただけますか。

○説明員 まず、3人のうちの知的障害のお子様でございますが、このお子様は現在、子育て支援センターを活用されておりまして、園の方からも他のお子様と関わりがほぼない、言葉が出ない、こだわりが強いというような状況が報告されております。

お母様が外国籍の方でございまして、こちらの支援室でもずっと相談を進めているお子様です。その関係で、先に検査実施とそれから相談を進める中で、お母様の方から就学支援委員会

の判断を先にしていただいて、適正な就学の場合を判断したいという申し出がありましたので、判断をさせていただいたものでございます。

今後、この判断が出ましたので、お母様は外国籍の方であるため、十分見学等もしていただきながら、適正な就学の場合を相談したいということで、早めに報告しました。

また、「肢体不自由」のお子様につきましては、両方とも療育手帳A、また身体障害者手帳1級をお持ちのお子様で、どちらのお子様も医療的ケアが必要なお子様です。肢体不自由の特別支援学校を希望されておりますので、先に判断をさせていただいております。

○加藤由美委員 在学児童生徒の学年を教えてください。

○説明員 まず、情緒障害等の4人のうちの通級指導教室の判断を受けたお子様は、小学校2年生のお子様でございます。また、自閉症・情緒障害特別支援学級と判断されましたお子様は、小学校2年生が1人、小学校3年生が1人でございます。

また、特別支援学校を判断されましたお子様は、中学校2年生のお子様でございます。

○小澤尚久委員 今の特別支援学校の判断が出た中学校2年生の生徒さんですが、支援学級などにいらっしゃったのか、今までの在籍と、2年生から特別支援学校へ移るという経緯を分かる範囲でいいので教えてください。

○説明員 このお子様は今、中学校2年生でございますが、中学校1年生までは市内の中学校に在籍しておりまして、特別支援学級に在籍しておりました。

現在、家庭の事情等により、中学校2年生から児童相談所の一時保護となっており、精神の方で県立の小児医療センターを活用されているお子様でございます。今後、児相案件もありまして、福祉施設への入所に当たりまして、県から改めて適正な就学の場合の判断を求められたため、本市の就学支援委員会にかけさせていただきました。

そうしたところ、情緒面の問題と知的な面もございましたので、情緒面、知的な面の障がいということで判断をさせていただきました。今後、児童相談所と県で、こちらの判断を基に、この生徒の適正な就学の場合を判断していただくことになっております。

○小澤尚久委員 そういった保護が必要であるとなった場合については、また更に特別な教育の場合というものを考えられていくのですか。

○説明員 ご家庭の中で保護者との関わりで一時保護が必要だったということで、児童相談所で一時保護があったお子様なのですが、伊奈にあります医療センターの精神の方へ入院されていまして。児童相談所の判断では、家庭に戻すことはできないということで、今後、福祉施設に入所します。

その福祉施設に入所しながら、特別支援学校を活用する際にどのような就学の場合が必要かということで、県の方から、市の就学支援委員会の判断依頼がありましたので、改めて判断させていただきました。社会的なコミュニケーションを図るのが著しく困難なお子様ということで、市の就学支援委員会で特別支援学校の判断をさせていただいております。

これを基に、県の方で特別支援学校を受理すると判断していただいて、福祉施設に入所しながら、特別支援学校に通うということになると思います。

○川井かすみ委員 最後に、これはもうお願いなのですが、支援室で就学予定を相談される保護者の皆さんは本当に学校をどうするか、就学先をどうするかということに悩んで相談しに来られる保護者の方がほとんどだと思います。普段からも多分、支援室の皆さんは保護者の皆さんに本当に寄り添った相談を行っていただいているかと思うのですが、家に帰ると、言われた言葉がショックで泣いてしまうということも、私の耳にもまだ入るぐらいです。「あそこに行くとショックを受けるから行かない」とか、「健康診断のときに診てもらえばいい」となってしまうと、せっかく草加市には就学に関しての相談室があるので、もっと保護者に寄り添った、本当に言葉一つ一つでさえ気をつけていただけるような相談内容にしていきたいと思います。

○説明員 ご指摘のとおり、更に言葉一つ一つを丁寧に、一人一人に寄り添った相談を進めていきたいと思っております。

また、特に就学前のお子様のお母様につきましては、初めて、検査あるいは特別支援学級・学校という言葉が聞かれるお母様もたくさんいらっしゃいます。子育て支援センターに関わっていらっしゃるお母様たちがいらっしゃるのですが、なかなかそこまでの間にはそういう就学についての相談が進んでおらず、支援室にいらっしゃるということもありますので、最初から丁寧に相談を始めるという意識を持ってやっていくとともに、子育て支援センターとも連携を更に密にしながらやっていきたいと思っております。

◎その他

○高木宏幸教育長 それでは、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長 ございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○説明員 次回の日程でございますが、令和2年第5回臨時会を8月6日木曜日、時間は9時

50分から、草加市スポーツ健康都市記念体育館でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午前9時45分 閉会